

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 1 8 日

兵庫県医師会長
兵庫県歯科医師会長
兵庫県病院協会会長
兵庫県民間病院協会会長
兵庫県精神科病院協会会長
兵庫県看護協会会長
兵庫県助産師会長

様

兵庫県健康福祉部健康局医務課長

新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いについて

標記のことについて、別添のとおり厚生労働省医政局総務課、厚生労働省医政局地域医療計画課及び厚生労働省健康局結核感染症課から事務連絡がありました。

つきましては、下記事項について貴会会員へ周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 定員超過入院等について

新型コロナウイルス感染症の患者及び疑似症患者を、緊急時の対応として、感染症病床の病室に定員を超過して入院させる場合や、処置室等病室以外の場所に入院させる場合は、医療法施行規則第 10 条ただし書きの臨時応急の場合に該当する。

ただし、定員超過入院は緊急時の一時的なものに限られ、常態化する場合には医療法の感染症病床の増床手続を行う必要があるため、希望する場合には、当課に相談ください。

なお、この取扱いは新型コロナウイルス感染症まん延防止を図るための臨時的なものである旨ご留意願います。

兵庫県健康福祉部健康局医務課

医療指導班 担当：鴻池

TEL：078-341-7711（内線 3226）

FAX：078-362-4267



事務連絡
令和2年2月17日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への医療機関における対応については、「新型コロナウイルス感染症患者等の入院患者の受け入れについて」（令和2年2月10日付け厚生労働省医政局総務課・地域医療計画課事務連絡）において、感染症病床以外に入院させることに対する医療法（昭和23年法律第205号）における取扱い等について周知を依頼したところです。

上記に加えて、新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者を臨時的に受け入れるに当たっての医療法における取扱いについて、下記のとおりまとめましたので、内容を御了知の上、管内医療機関へ周知をいただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、これらの取扱いとするに当たっては、「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月13日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）に基づき、院内感染防止体制を徹底いただくとともに、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るための臨時的なものである旨、御留意願います。

記

1. 定員超過入院等について

新型コロナウイルス感染症の患者及び疑似症患者を、緊急時の対応として、感染症病床の病室に定員を超過して入院させる場合や、処置室等病室以外の場所に入院させる場合は、医療法施行規則第10条ただし書きの臨時応急の場合に該当する。

ただし、定員超過入院等は緊急時の一時的なものに限られ、常態化する場合には、医療法の感染症病床の増床手続を行う必要があるため、希望する場合には、厚生労働省医政局地域医療計画課に相談していただきたい。